

中国国際養子縁組制度の現状と課題（一）

李 憲

はじめに

1. 立法の変遷

- 1.1 1949年～1991年
- 1.2 1992年養子法
- 1.3 1998年養子法改正

2. 現行制度の概要

- 2.1 主管部門
- 2.2 準拠法
- 2.3 あっせん制度 (以上、本号)
- 2.4 実質的要件
- 2.5 形式的要件
- 2.6 障がい児童・年長児童に関する特別制度 (以上、次号)

3. 議論状況と課題

おわりに

はじめに

国際養子縁組（涉外養子縁組）については、「国籍或いは国境を超越した養子縁組」¹⁾と定義することができる。すなわち、縁組の一方当事者が外国籍又は無国籍である場合、又はその常居所が外国にある場合、その縁組は国際養子縁組と呼ぶことができる。一方、1993年に採択された「国際的な養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」²⁾（以下「ハーグ養子条約」という）は、ある締約国（出身国）に常居所を有する子が、他の締約国（受入国）に常居所を有する者と養子縁組をした後又は縁組をするために、受入国に移動する場合を、その適用範囲としており、国際養子縁組を狭義に解釈している（ハーグ養子条約2条1項）。子が養子縁組に伴い国境を越えて移動する場合を規制するのが、条約の目的だからである。従ってそれに基づくと、国際養子縁組は、外国から養子を受け入れるタイプの受入型と、外国に養子を送り出すタイプの送外型に大きく分類できることになる。その中で、中国で主に問題となるのは送外型であり、国際養子縁組制度も主には送外型を対象としている。このような理由から、本稿における「国際養子縁組」は送外型に限定して用いることとする。

中国は、2000年11月30日にハーグ養子条約に署名し、2005年9月16日に条約を批准している（2006年1月1日に発効）。もちろん、中国ではハーグ養子条約に署名する前から国際養子縁組が行われており、特に1990年代初期に養子縁組の法整備を行って以来、中国は長

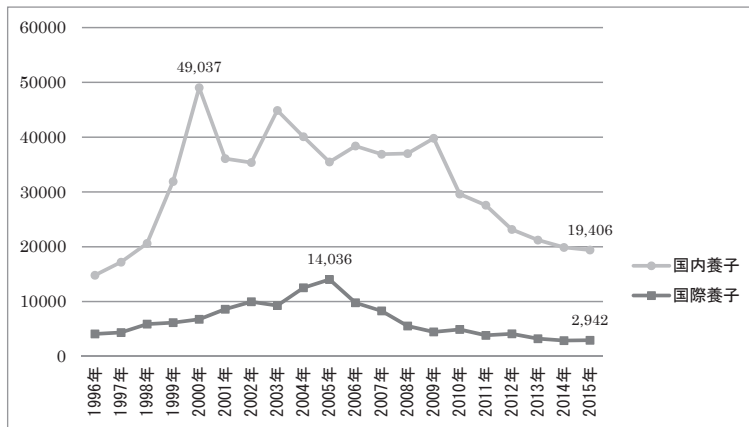


図1 中国における養子縁組登記件数の推移

出所：『中国民政統計年鑑』1996年版～2016年版の数値より作成

らく世界最大の送出国の座を維持している。但し、図1で見られるように、2005年を境に、中国の国際養子縁組の件数は急激に減少し始め、2015年に至ってはピーク時（2005年）の1/4以下の水準にまで下がっている。このような件数の急減について、例えば国際養子の最大受入国であるアメリカのメディアは、「養子を送り出す側としてトップの座を維持してきた中国は07年以降、子どもの福祉のためとして、外国の受入家庭に年齢や収入、健康状態などの条件を求め、特別な養護が必要な子どもを優先させる規則を導入した」³⁾ ことが、その原因であると指摘している。また、奥田安弘教授は、「2006年にハーグ条約が発効しているが、むしろ国内法による規制の強化、一人っ子政策、中国経済の発展などの要因が考えられる」⁴⁾ と分析している。

確かに、特にハーグ養子条約の発効後、中国は国際養子縁組について様々な規制を進めてきた（最近になっては、規制緩和の傾向も見られる）。但し、その多くが各主管部門の規章⁵⁾ や規範性文書⁶⁾ という形をとっており、しかも中国国内で公表されていないものも多いため、中国における研究状況からしても、制度の全貌は必ずしも整理しきれていないように思われる。特に、国際養子縁組あっせんに関する体系的な研究は皆無といえる。

一方、日本においては、かつて加藤美穂子教授が中国養子法に関する一連の研究の中で、国際養子縁組制度についても考察を行っている⁷⁾。また、「国際養子縁組制度に関する国際比較調査研究」チームの研究成果の中でも、中国国際養子縁組の仕組みが紹介されている⁸⁾。しかし、ハーグ養子条約発効後の制度変化を整理したものや、中国における議論状況を検討した研究はまだ見当たらない。

現在日本は、ハーグ養子条約を批准しておらず、また、関連法制の不備により、国際養子縁組の実態が十分に掴めていない状況である。実際には、無届の事業者によるあっせんも少なからず存在することも明らかにされている⁹⁾。そこで、学説では、日本がハーグ養子条約を批准すべきであり、またそれに向けて、（特に養子縁組あっせん事業への規制を強化するなど）子の福祉を担保するための制度構築を急ぐべきである、ということが積極的に唱えられている¹⁰⁾。そして、近年では、奥田安弘・鈴木博人両教授により、その後さらに、両教授や高倉正樹氏、野田聖子・遠山清彦両衆議院議員をメンバーとする「養子縁組あっせん法勉強会」により、養子縁組あっせんに関する立法試案も提示されている¹¹⁾。なお、国

際養子縁組について、奥田・鈴木案は、ハーグ養子条約の批准を前提とし、あっせん機関に国際養子縁組の必要性の確認義務を負わせ、国外移住許可の制度を設けるとしているが、それに対して、勉強会試案は、ハーグ条約の批准を前提としておらず、そもそも児童が養子縁組のために国外に移動することを認めない立場をとっている¹²⁾。

そして、2016年12月9日に、議員立法の「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（いわゆる特別養子縁組あっせん法）が衆議院本会議で可決成立された（2018年4月1日より施行）。しかし、右法律は、あくまで急増する民間事業者の質を確保しつつ国内（特別）養子縁組を促進するのが主な狙いであり、国際養子縁組については消極的な立場をとっている。従って国際養子縁組の特殊性への対応措置も用意されていない¹³⁾。今後の議論の展開が注目されるところである。

こうした中で、ハーグ養子条約の発効後、国際養子縁組に対して様々な規制を行ってきた中国の状況を明らかにし、その課題を考察することは、今後日本において国際養子縁組に関する法整備の要否及びあり様を検討するための一助になり得ると考える。そこで、本稿では、まず、中国における国際養子縁組の立法変遷を確認した上で、現行制度の概要、特にハーグ条約発効後の法規制の変遷を明らかにし、さらに、中国の現行制度が抱えている課題とそれをめぐる議論状況を分析したい。

なお、本稿においては、便宜上、養親となろうとする者を「養親志願者」、養子となろうとする子を「候補児童」、養子を送り出す者を「送養者」、養子を送り出すことを「送養」と称することとする。

1. 立法の変遷

1.1 1949年～1991年

1990年代初頭まで、中国には養子法が存在せず、また、婚姻・家族関係を規律するために作られた婚姻法（50年婚姻法（1950年4月13日公布・施行）と80年婚姻法（1980年9月10日公布、1981年1月1日施行））や相続法（1985年4月10日公布、1985年10月1日施行）にも、養親子間の権利義務について各1ヶ条の原則規定しか設けられていなかった¹⁴⁾。この時期は、主に最高人民法院の司法解釈や各主管省庁（司法部や公安部（日本の「警視庁」にあたる）など）の意見・通達・内部規定などで縁組手続きや養親子関係を規律していた¹⁵⁾。

そして、国際養子縁組についても、上記規定に依拠しながら対処していた¹⁶⁾。そもそも、1970年代末まで、中国では国際養子縁組があまり行われていなかったと見られる。例えば、中国児童福利と収養センター（China Center for Children's Welfare and Adoption）によると、（確認できるもので）中国における国際養子縁組の第1号は、1981年に行われたものであるという（アメリカのある外交官夫妻が広東省のある棄児を養子にしたという）¹⁷⁾。1980年代初頭の公証制度復活¹⁸⁾をきっかけに国際養子縁組の件数は増え始めたが、しかし、養親となれる外国人の範囲はかなり限定されており、基本的には華僑、及び中国と密接な関係を有するか又は中国に長期間居住している外国人のみが対象者とされていたのである¹⁹⁾。

1.2 1992年養子法

1980年代に入ってから、「一人っ子政策」が本格的に導入されたことにより、特に一部の

地域では、政策違反の子であるため戸籍を持たせないまま育てるいわゆる「黒孩子」の問題や、健康な男児への強い執着心から障がい児・女児を遺棄する現象が深刻化してきた。児童福祉施設は拡充されていたものの、要保護児童数の増加には到底追いついておらず、深刻な人員不足・財政難という状況で、特にストリートチルドレンなどの救済・支援が難題であった。一方で、海外（特にアメリカ）では、中国から健康な女児を養子として迎え入れたいと思う養親希望者が多数存在していたが、中国の養子法整備が整っていなかったことから、それを断念せざるを得ない状況であった。

そして、1991年12月に中国最初の養子法である『中華人民共和国収養法』（以下「旧養子法」という。なお条文を表記する際には「旧養」と略す）が公布され、1992年4月1日より施行された。旧養子法の中には、1ヶ条のみではあるが国際養子縁組についても規定（20条）がおかれている。

・旧養20条：

- 「1. 外国人は本法に基づき中華人民共和国において子を養子にすることができる。
2. 外国人が中華人民共和国において子を養子にする場合には、養親志願者の年齢、婚姻、職業、財産、健康、刑事処罰の有無等の状況を証明する資料を提出しなければならない。当該証明資料はその所在国の公証機関又は公証人の公証を経なければならず、且つ中華人民共和国の当該国駐在公館の認証を経なければならない。当該養親志願者は、送養者と書面による契約を締結し、自ら民政部门において登記し、且つ指定の公証処において養子縁組の公証をしなければならない。養子縁組関係は公証証明の日より成立する。」

それによると、外国人が中国において子（中国籍の子ども）を養子にする場合には、中国の養子法に従わなければならないという（中国養子法に規定する養子縁組の実質的要件と形式的要件を具備しなければならない）。また、同条は、国際養子縁組の手続きについても定めており、そのプロセスを簡潔にまとめると次のようになる。

- ①証明資料の公証（所在国の公証機関）→②証明資料の認証（所在国の中国大使・領事館）→③証明資料の提出→④養子縁組契約の締結→⑤養子縁組の登記（民政部门）→⑥養子縁組の公証（公証処）

旧養子法の施行に伴い、縁組登記の主管部門である民政部と縁組公証の主管部門である司法部は、共同で養子法の国際養子縁組制度に関する実施細則を制定することになったが、それが発布される前に、民政部は暫定的な規定として『关于外国人在中華人民共和国弃理收养登記若干問題的通知』（1992年4月9日発布。以下「登記通知」という）を各地方の民政部门に発し、⑤養子縁組の登記に関する具体的な手続きを定めている。それには、外国人が養子縁組の登記を行う際に、当該養子縁組がその所在国の養子法の規定に反しないことを証明するものも提出しなければならないとされている（登記通知3条）。つまり、準拠法の問題について、国際養子縁組の成立要件は、養子の常居所地法を適用する（旧養20条）と同時に、養親の常居所地法にも違反することができないという立場を示したのである。

また、養子縁組のあっせんに関して、登記通知6条は、(外国の)国際養子縁組のあっせん団体は、(主な送養者となる)中国の社会福祉機関と直接に縁組の交渉をすることができず、必ず民政部を経由しなければならないとしている。これは不当な養子あっせん活動を

防ぐためであるとされている。

その後、民政部はさらに『关于外国人収養我国社会福利院扶養的儿童若干問題的補充通知』（1992年10月7日發布、2000年11月10日失効。以下「補充通知」という）を發し、外国人が中国の社会福利機関で養育されている児童を養子にする場合のあっせん・申請方法や登記手続（①申請→②審査→③登記）などについても定めている。それによれば、上記①②③において、当該外国人は、必ず所在国の政府機関が認定した養子縁組（あっせん）団体を通じて中国収養事務センター（民政部管轄）に連絡しなければならない、所在国に政府認定の養子縁組（あっせん）団体がいない場合には、当該外国人が直接右センターに連絡することができるとしている（補充通知2条）。民政部は、養子縁組の登記を行うに当たって、当該養子縁組（あっせん）団体・個人が社会福利機関と交渉した際の手続きについて、審査を行わなければならない（補充通知8条）。また、補充通知には、国際養子縁組の場合の費用徴収の問題についても規定がおかれている。つまり、補充通知6条1項は、「社会福利院がその扶養する児童を送養する場合には、養子にする者に扶養費を徴収しなければならない」と規定し、2項は、「扶養費の基準は、各省（自治区、直轄市）の民政部と当該地方の財政、物価部門が協議して定めるものとする。徴収した費用は、主に福利院における嬰幼兒の生活水準の向上と福祉設備の改善に使用するものとする」と規定している。

結局、司法部と民政部が共同で国際養子縁組制度の実施細則にあたる『外国人在中華人民共和國収養子女實施辦法』（以下「實施辦法」という。なお条文を表記する際には「実辦」と略す）を發布したのは1993年11月10日である（1999年5月25日失効）。實施辦法は、登記通知と補充通知の立場を踏襲しつつ、より詳細化・具体化したものであるといえる。

この時期の中国の国際養子縁組制度の内容を大まかにまとめると、表1のようになる。

表1 旧養子法時代の国際養子縁組制度の概要

対象	外国人が中国において中国籍の子を養子にする場合（夫婦の一方が外国人である場合も含む。実辦2条）。			
準拠法	中国養子法を適用すると同時に、養親志願者の常居所地法にも違反することができない（旧養20条、実辦3条）。			
主管機関	養子縁組の登記は民政部（民政部管轄）、養子縁組の公証は公証処（司法部管轄）。			
成立要件	養子	年齢	14歳未満（旧養4条）	
		対象	①孤児；②実親を探し出せない棄児・児童（以下、「遺棄児童」という。）；③特別な困難により実親に扶養能力がない場合の子（以下、「被扶養困難児童」という。旧養4条）。	
		人数	1人（旧養8条1項、實施辦法3条）。	
		同意権	養子が10歳以上である場合には、その子の同意が必要である（旧養11条）。	
	養親	年齢・年齢差	35歳以上（旧養6条3号）。配偶者のいない男性が女子を養子にする場合は、40歳以上の年齢差が必要（旧養9条）。	
		無子要件	必要（旧養6条1号）。	
		養育・教育能力	扶養・教育能力があること（旧養6条2号）。	
		夫婦共同縁組	必要（旧養10条2項）。	
		例外 (要件緩和)	孤児或いは障がい児を養子とする場合は、養親の無子要件と年齢要件（35歳以上）、及び養子の人数要件（1人）の制限を受けない（旧養8条2項） ²⁰ 。	

成立要件	送養者	送養権者	①孤児の監護人 ²¹⁾ ；②社会福利機関；③特別な困難により子を扶養することのできない実親（旧養5条）。	
		夫婦共同送養	実親が子を送養する場合には、共同で行わなければならない。但し、その一方が不明であるか探し出すことができない場合には、単独でできる（旧養10条1項）。	
		送養権の制限	①夫婦の一方が死亡し、他の一方が子を養子に送り出す場合には、死亡した一方の父母は当該子を優先的に扶養する権利を有する（旧養17条）。 ②監護人が孤児を養子に送り出す場合には、当該子の扶養義務者 ²²⁾ の同意を得なければならない（旧養13条）。 ③実親が制限行為能力者である場合、子の福祉が当該実親に著しく害される恐れがない限り、監護人は子を養子に送り出すことができない（旧養12条）。	
あっせん方法	①養親志願者は、必ず当該国の政府或いは政府が委託（認可）した養子縁組あっせん機関を通じて、中国養子縁組組織 ²³⁾ （民政部管轄）に申請書類を提出しなければならない。申請書類が提出された場合、民政部は、養親志願者の申請書類を審査する前に、当該あっせん機関の合法性についても審査を行う（実辦4条1項）。 ②あっせん機関は、直接に送養者と養子縁組の交渉をすることができない。民政部は、養子縁組の登記を行う際に、あっせんの合法性についても審査を行う。			
手続きの流れ	養親志願者	主管機関	送養者	
	①申請書類 ²⁴⁾ を準備する。		①養子縁組組織に送養者（養子の実親・監護人或いは社会福利機関）と候補児童の状況報告・証明資料 ²⁵⁾ を提出する（実辦6条）。	
	②申請書類について、所在国の公証機関又は公証人の公証を受ける（実辦4条2項）。			
	③申請書類について、所在国の中国外交部授權機関及び中国大使館・領事館の認証を受ける（実辦4条2項）。			
	④所在国の政府・あっせん機関を通じて、中国の養子縁組組織に申請書類を提出する（実辦4条1項）。			
	⑤養子縁組組織が、外国のあっせん機関の合法性と養親志願者が提出した申請書類を審査する。審査の結果、問題がなければ、養親志願者のために子を探す（マッチングを行う）ことができる（実辦5条）。			
	⑥養子縁組組織が、外国政府・あっせん機関を通じて養親志願者に、中国訪問許可通知書及び送養者と候補児童の家庭状況報告を送付する（実辦7条）。			
⑦中国に赴き、送養者と養子縁組契約を締結する（実辦8条1項）。		⑦養親志願者と養子縁組契約を締結する（実辦8条1項）。		

手続きの流れ	⑧候補児童の戸籍所在地の民政部門に出頭し、養子縁組の登記を申請する ²⁶⁾ (実辦8条2項)。		⑧候補児童の戸籍所在地の民政部門に出頭し、養子縁組の登記を申請する ²⁷⁾ (実辦8条2項)。
		⑨民政部門が養子縁組の申請書類などを審査し、規定に合致している場合には、申請日から三日以内に養子縁組登記証書を交付する (実辦10条)。	
	⑩候補児童の戸籍所在地の公証機関に出頭し、養子縁組の公証を申請する ²⁸⁾ (実辦11条)。		⑩候補児童の戸籍所在地の公証機関に出頭し、養子縁組の公証を申請する ²⁹⁾ (実辦11条)。
		⑪公証機関が申請書類などを審査し、規定に合致する場合には、申請日から3日以内に養子縁組の公証を行い、その旨を中国養子縁組組織に通知する (実辦13条)。	
	⑫養子縁組登記証書と養子縁組公証書を用いて、公安(警察)機関において、候補児童の出国手続きを行う (実辦14条)。		
成立時期	養子縁組の公証を受けた日 (旧養20条2項)。		
縁組効果	養親との関係	実親子間の権利義務関係が発生する (80年婚姻法20条1項、旧養22条1項)。養子は養親の姓を称するが、協議によって、縁組前の姓を称することも可能 (旧養23条)。	
	実親との関係	実親との権利義務関係は消滅する (80年婚姻法20条2項、旧養22条2項)。	
縁組解除	可否	養子が成年に達するまでは、原則不可。但し、養親と送養者との合意があれば、可能。養子が10歳以上である場合には、その同意が必要 (旧養25条1項)。	
	解除権	養親が養子に対して扶養義務を履行しない、又は虐待、遺棄などを行った場合には、送養者は解除権を有する (旧養25条2項)。	
	効果	養親の常居所地法による。	

1.3 1998年養子法改正

1998年11月4日に旧養子法が改正され、1999年4月1日より施行された (以下「現行養子法」という。なお条文を表記する際には「現養」と略す)。改正の理由としては、主に次の2点があげられている。

1つは、養子縁組の要件が厳格すぎたことである。そのため、縁組意思があり且つ扶養能力も有する多くの者が門前払いされ、一方では孤児や遺棄児童など要保護児童の数が依然と多い状況にあり、多くの社会福利機関において入所定員超過が深刻であった。さらに、法的な縁組手続きを踏まずに、事実上の養親子関係を結ぶというケースも少なからず存在していたのである。

そしてもう1つの理由は、養子縁組の手続きが統一されていなかったことである。旧養

子法の下では、養子縁組の当事者又は縁組の形態によって、形式的要件や手続きの主管部門が異なっており（旧養15条、20条）、養子縁組の実務上、混乱が生じていたのである。また、旧養子法によると、国内養子縁組において、候補児童の実親・監護人が送養者である場合には、当事者間（養親志願者と）の養子縁組契約だけで養子縁組が成立し、公的機関の関与は必ずしも必要とされていなかった（民政部門での登記は必要とせず、公証機関での公証も当事者の一方が求める場合にのみ行うものとしたのである）。この点については、旧養子法の起草段階から反対の声が強く、立法後も批判が絶えなかった。

改正法は、まず、養親志願者の年齢要件を従来の35歳以上から30歳以上に引き下げたり、社会福祉機関が養育する遺棄児童を養子にする場合にも、人数要件・年齢要件・無子要件の制限を受けないとするなど、養子縁組の実質的要件を緩和した。また、形式的要件については、登記主義を採用し、民政部門における登記をすべての養子縁組の成立要件とし、養子縁組の成立時期も登記を行った日に統一した。

今回の法改正による養子縁組の要件緩和は、国際養子縁組の場合にも当然適用される。また、今回の法改正により、登記主義が徹底され、従来の国際養子縁組において必須であった公証手続きも任意的なものとなったのである（当事者の一方が求める場合にのみ公証手続きを行えば良い。現養21条2項、3項）。そして、国際養子縁組の成立日も、従来の公証を受けた日から、（省・自治区・直轄市の民政部門において）登記を行った日に変更された。

但し、今回の養子法改正で、国際養子縁組の手続きが決して簡便になったわけではない。例えば、今回の改正では、外国人が中国で養子をする場合には、事前に「その所在国主管部門の当該国の法律に基づく審査・同意を経なければならない」とされ、むしろ旧養子法より手続きが厳格になっている。とはいえ、現行養子法も旧養子法と同様、国際養子縁組に関する条文がわずか1ヶ条にとどまっている（現養21条）。

・現養21条：

- 「1. 外国人は本法に基づき中華人民共和国において子を養子にすることができる。
2. 外国人が中華人民共和国において子を養子にする場合、その所在国主管部門の当該国法律に基づく審査・同意を経なければならない。養親志願者は、その所在国の権限のある機関が発行した、養親志願者の年齢、婚姻、職業、財産、健康、刑事処罰の有無等の状況を証明する資料を提出しなければならない。当該証明資料はその所在国の外交機関又は外交機関が授権した機関による認証を経なければならない。且つ中華人民共和国の当該国駐在公館の認証を経なければならない。当該養親志願者は送養者と書面による契約を締結しなければならない。自ら省級人民政府の民政部門において登記をしなければならない。
3. 養子縁組関係の当事者の各方又は一方が養子縁組の公証手続きを求める場合には、国務院司法行政部門が認定した涉外公証手続きを行う資格のある公証機関において養子縁組の公証手続きを行わなければならない。」

現行養子法の施行に伴い、民政部は1999年5月25日に養子縁組登記の実施細則にあたる『中国公民収養子女登記辦法』（以下「収養登記辦法」という）と『外国人在中華人民共和國収養登記辦法』（以下「外国人収養登記辦法」という。なお条文を表記する際には「外登

辦」と略す)を公布し、それと同時に、1993年に施行された実施辦法は失効となった。しかし、収養登記辦法も外国人収養登記辦法も、条文数がそれぞれ15ヶ条と16ヶ条にすぎず、実際の運用においては、やはり民政部など関連部門の通達・意見・回答に頼る部分が多い(その中でも、特に国際養子縁組の場合は、中国収養センターの政策的規定の役割がかなり大きい)。従って、前述のように、中国の国際養子縁組制度の全貌を把握するためには、養子法などの法律だけでなく、外国人収養登記辦法などの部令(省令)や各関連部門の通達・意見・回答のような規章、規範性文書についても詳しく考察する必要がある。

2. 現行制度の概要

2.1 主管部門

前述のように、中国では従来から養子縁組の主管部門をどこにするか(民政部にするかそれとも司法部にするか)をめぐる議論があったが、1998年養子法改正の際に、養子縁組手続における登記主義の採用に伴って、民政部が実質上の主管部門となったのである。国際養子縁組の場合も例外ではない。例えば、外国からの申請書類を受理・審査したり、具体的な縁組手続を規律するのは中国養子縁組組織(外登辦4条、7条、15条)で、養子縁組登記を行うのは省クラス(省・自治区・直轄市)の下級民政部門である(現養21条、外登辦9条)。そして養子縁組組織も下級民政部門も民政部の管理・監督に服する(外登辦15条)。ちなみに、ここでいう養子縁組組織とは、1996年成立の中国収養センター(CCAA)を指しているが、前述のように、2011年に中国児童福利と収養センター(CCCWA)と改名されている。中国は2005年9月16日にハーグ養子条約に批准し、2006年1月1日から施行したが、その際に、民政部を国際養子縁組の管轄部局をし、CCAA(現在はCCCWA)をハーグ条約第15条～21条の機能を果たす機関としたのである。

その他にも、任意的手続きではあるが、もし養子縁組の当事者の各方又は一方が縁組の交渉を求めている場合には、司法部管轄の公証機関において公証手続を行う必要がある。また、養子が出国する際には、事前に公安機関において出国手続を行わなければならない。

表2 国際養子縁組の関連部門と主な職務内容

民政部 (主管)	CCCWA ³⁰⁾	①外国政府・あっせん団体からの申請書類の受理と審査。 ②送養者と候補児童に関する証明資料の受理と審査。 ③来華収養通知書と同意送養通知書の交付。 ④養子の外国での生活状況の追跡調査。 ⑤他部門の候補児童の渉外権益を保護する措置への協力。 ⑥養子縁組当事者の档案資料の管理。 ⑦国際養子縁組事務に関する外国との連絡、協力など。 ⑧その他国際養子縁組に関する事務。
	省クラス 民政部門	養子縁組の登記手続。
司法部	公証機関	養子縁組の公証手続(任意)。
公安部	公安機関	養子の出国手続。

2.2 準拠法

国際養子縁組の準拠法について、養子法が制定されるまでは、「中華人民共和国民法通則」（1986年4月12日公布、1987年1月1日施行。以下、「民法通則」という）の「扶養については、被扶養人と最も密接な関係を有する国の法律を適用する」とする148条が唯一の関連条文であった。ここでいう「最も密接な関係」について、「最高人民法院関于貫徹執行《中華人民共和国民法通則》若干問題的意見」（法（辦）發〔1988〕6号）189条は、「扶養者と被扶養者の国籍、住所、及び被扶養者に対する扶養に供する財産の所在地」がそれにあたるとしているが、かなり具体性に欠ける内容となっている。

その後、旧養子法制定の際に、草案の段階までは、①実質的成立要件については、候補児童の住所地法を適用すると同時に、養親志願者の住所地法にも反してはならず、②形式的成立要件については、養子縁組時の行為地法を適用し、③養子縁組の効力については、養親志願者の住所地法を適用する、とするより詳細な規定がおかれていた³¹⁾が、結局、最終段階で削除され、「外国人は本法に基づき中華人民共和国において子を養子にすることができる」（旧養20条1項）とする抽象的な規定になってしまった。そして現行養子法（21条1項）も、旧養20条1項の規定をそのまま継承している。この「本法に基づき……子を養子にすることができる」の解釈として、養子縁組の成立要件と手続きについて中国法が適用されることは明らかであるが、しかし、特に養子縁組の効力や離縁手続きの準拠法について答えを導き出すのは難しい。

その他に、外登辦3条は、「外国人が中国において子を養子にする場合には、中国の養子縁組法に関連する規定に適合しなければならず、且つ養親志願者の所在国の養子縁組法に関連する規定にも適合しなければならない。養親志願者の所在国の法律規定と中国の法律規定が一致しないことで生じる問題については、両国政府の関連部門の協議により処理する」としたが、従来の問題はなお解決できていなかった。また、ここでいう「所在国」とは、「常居所地」なのか「住所地」なのか、それとも「国籍地」なのか、かなり曖昧である³²⁾。さらに、現行養子法や外国人収養登記辦法は、あくまで外国人が中国において中国籍の子を養子にする場合を対象としており、外国人が中国において外国籍の子を養子にする場合や、中国人が中国国内において外国籍の子を養子にする場合、中国人が海外において中国籍又は外国籍の子を養子にする場合の法適用については、特に言及していない³³⁾。

2011年4月1日に、中華人民共和国建国以来初めてとなる国際私法単行法典「涉外民事関係法律適用法」（以下「適用法」という）が施行されたが、その中には国際養子縁組の準拠法の問題についても規定がおかれている。

・適用法28条：

「養子縁組の条件と手続きについては、養親志願者と候補児童の常居所地法を適用する。養子縁組の効力については、養子縁組時の養親志願者の常居所地法を適用する。養子縁組の解除については、養子縁組時の候補児童の常居所地法又は裁判所所在地法を適用する。」

適用法28条は、国籍主義（本国法主義）を採用しておらず、縁組当事者の常居所地法又は裁判所所在地法を準拠法としている。その理由としては、養親志願者が無国籍の場合に

も適用させるためであると説明されている³⁴⁾。今回適用法が外国人収養登記辦法の「所在国」という曖昧な文言を採用せず、「常居所地」の概念を取り入れた点も、学説上は好意的に評価されている³⁵⁾。また、適用法は、現行養子法や外国人収養登記辦法のように適用範囲を「外国人が中国において子を養子にする場合」に限定しておらず、少なくとも文言上は、送出国以外の国際養子縁組にも対応できるようになったのである。そして、今回適用法立法による一番大きな変更点が、従来の統一的な連結が分割的な処理に変わった点である。つまり、適用法28条は、「養子縁組の条件と手続き」、「養子縁組の効力」、「養子縁組の解除」について、それぞれ別個の準拠法を用意している。

まず、養子縁組の条件と手続きについて、適用法は、基本的には従来（外登辦3条）の立場を踏襲しており、養親志願者の常居所地法と候補児童の常居所地法を適用すると宣言している。ここでいう「養子縁組の条件」とは実質的要件を意味し、「手続き」とは形式的要件を意味する³⁶⁾。つまり、適用法は、養子縁組の実質的要件と形式的要件について、（養親志願者及び候補児童の常居所地法を）累積的連結するという比較的厳格な立場を踏襲・採用している。中国の国際養子縁組は、（14歳未満の未成年者の）送出国がほとんどなので、養子となる未成年者の利益を自国法で保障したいことと、養子が養親所在国から突き帰される事態を免れたいという意図が込められている³⁷⁾。なお、現養10条によれば、養親志願者に配偶者がいる場合には、夫婦共同で養子縁組をしなければならないが、夫婦双方の常居所地が異なる場合について、適用法は特に明言はしていない。この点について、学説上は、双方各自の常居所地法を適用しなければならないとするのが有力のように思われる³⁸⁾。

養子縁組の効力の準拠法について、適用法28条は養子縁組時の養親志願者の常居所地の法律を適用すると明言している。縁組成立後に、養親子の生活が営まれるのは養親の常居所地であるのが普通であり、また、ほとんどの養子はその国の国籍を取得することになるなどの点が考慮されている³⁹⁾。しかし、中国養子法では養子縁組には断絶効があるが、もし養親志願者の常居所地法で断絶効が認められていない場合、果たして当該養子縁組を認めるべきかは、問題となり得る⁴⁰⁾。この問題について、中国学説上は、中国国内で養子縁組をする場合には、適用法28条ではなく、現養23条2項（「養子と実父母及びその近親者との間の権利義務関係は、養子縁組関係の成立により消滅する」）の規定が適用されるという解釈も見られる⁴¹⁾。後述のように、現在中国は17ヶ国の政府部門・養子縁組組織と国際養子縁組の協力関係を結んでいるが、養子縁組効力の問題は協力関係提携の際の重要な考慮要素となるので、上記問題は、実務上の制度運用により回避できているともいえよう⁴²⁾。

そして、養子縁組関係の解除（離縁）について、適用法は、縁組当時の養子の常居所地の法律又は裁判所所在地の法律を適用するとしている。つまり、離縁と養子縁組の効力の準拠法が異なる内容となっており、学説上は法抵触の可能性があると問題視されている⁴³⁾。

なお、2017年3月15日に公布された「中華人民共和國民法総則」（2017年10月1日施行。以下、「民法総則」という）には、養子縁組を含む身分行為の準拠法について特に触れておらず、「中華人民共和國領域内の民事活動については、中華人民共和國の法律を適用する。法律に別段の規定がある場合には、その規定に従う」（12条）とする基本原則のみ設けられている（民法通則8条の内容とほぼ一致する）。従って、民法総則施行後も、暫くは適用法28条が主な根拠規定となることが予想される。

2.3 あっせん制度

中国にはまだ養子縁組あっせんに関する法律が存在しない。まず、国内養子縁組の場合、養子縁組のあっせんを規律する法令・規則は存在しないが、但し、「法無禁止即可為」（法が禁止しないことは為すことができる）という考えに基づき、個人・民間団体による有償⁴⁴⁾の養子縁組仲介が容認されている⁴⁵⁾。養子縁組仲介における仲介者と縁組当事者との権利義務関係については、契約法（委任契約）の関連規定に基づき処理することができるという説も見られる⁴⁶⁾。一方、国際養子縁組あっせんに関しては、あっせん法は存在しないものの、外国人収養登記辦法の中に設けられている関連規定や、民政部、CCCWAなどが制定した政策的規定⁴⁷⁾によって規律されている。また、近時の立法動向として、中国は2016年4月28日に、海外非政府組織の中国における活動を規律するために「中華人民共和國境外非政府組織境内活動管理法」（2017年1月1日施行）を公布したが、養子縁組あっせん団体も管理法の対象となっている。

（1）あっせん団体

外国人が中国において中国籍の子を養子にする場合には、必ず所在国の政府又は政府が認可した養子縁組組織（あっせん団体）を通じて、CCCWAに養子縁組の申請を提出しなければならない（外登辦4条）。中国は現在（2016年6月16日現在）⁴⁸⁾、17ヶ国の135の政府部門・あっせん団体と養子縁組に関する協力関係を結んでおり、アメリカがその大半を占めている。

なお、外国のあっせん団体がCCCWAと協力関係を結ぶためには、以下の要件を具備しなければならない（「与中国児童福利和収養中心合作的外国収養組織应具备的基本条件」（CCCAA・2003年2月1日。以下、「基本条件」という）。

- ①養子となる児童の利益を最優先すること（基本条件1条）。
- ②中国の関連法律規定とCCCWAの規定及び要求を遵守すること（基本条件2条）。
- ③所在国政府が委託・認可した養子縁組組織であること（基本条件3条）。
- ④所在国政府が批准した非営利慈善組織であり、徴収費用が合理的で、国際養子縁組に関する不当な収益がないこと（基本条件4条）。
- ⑤国際養子縁組に関する経験と一定の養子縁組規模（中国で年間10名以上の養子を迎え入れる規模）を有すること（基本条件5条）。
- ⑥一連の国際養子縁組サービス⁴⁹⁾を全部提供できること（基本条件6条）。
- ⑦安定的で健全な組織を有すること（基本条件7条）。
- ⑧国際養子縁組に関する業務に従事することができる専門チームを有すること（基本条件8条）。

また、外国のあっせん団体は、中国国内に「在華聯系人」（駐在連絡人）を設けることができるが、その場合、必ず所定の手続きに従いCCCWAに情報登録をしなければならない（「中国児童福利和収養中心對外国収養組織在華開展跨国収養的暫行規定和要求」（CCCAA・2003年2月1日。以下、「暫行要求」という）。

CCCWAは、毎年、「基本条件」と「暫行要求」に基づき、外国のあっせん団体に対して

評定を行い、評定結果に基づき、改善を求めたり、協力関係を解消したりする。

（2）あっせんの内容

旧養子法と同様、現行養子法も、外国の養親志願者が中国において中国籍の子を養子にする場合には、必ず所在国の政府又はあっせん団体を通じて、CCCWAに申請書類を提出しなければならないとしている。CCCWAは、申請書類などを審査し、養親志願者の要望などを勘案しながら、下級民政部门から送られてきた（送養できる）子のリストから適切と思われる候補児童を選び、その資料を養親志願者側に送付する。そして、もし養親志願者が当該候補児童との養子縁組に同意した場合には、CCCWAは、養親志願者に「来華収養子女通知書」（中国を訪問し養子縁組を行う旨の通知書）を発給するとともに、右下級民政部门に養子縁組が許可された旨を通知する。それによって、養親志願者は、自ら訪中し、送養者（社会福利院又は子の親・監護人）と養子縁組契約を締結し、省クラスの民政部门において養子縁組の登記を行う資格を持つようになる。もちろん、養親志願者と候補児童の相性や、養親志願者と送養者との交渉などによっては、養子縁組契約が必ず成立するとは限らないし、養子縁組登記の際にも民政部门による審査が行われる（現養21条、外登辦4条、7条～12条）。

このように、養子縁組の申請書類の提出や、「来華収養子女通知書」が発給されるまでのCCCWAとの交渉は、必ず所在国の政府又はあっせん団体に依頼して行わなければならない。また、候補児童と養親志願者とのマッチングもCCCWAが行うことになっている。それに対して、マッチング成立後の、養子縁組契約の締結や養子縁組の登記に関しては、養親志願者が自ら行わなければならない。もちろん、あっせん団体などに依頼せず、養親志願者が自ら送養者と交渉したり、残りの養子縁組手続きを自力で行っていくことは、制度上可能である。とはいえ、特に中国の場合、送養者との交渉過程においては、様々な不確定要素が含まれており、また、養子縁組手続きもかなり複雑なので、実際は、ほとんどの養親志願者が中国の国際養子縁組制度に詳しい外国のあっせん団体のサポートを受けながら、養子縁組の手続きを進めている。

そして、前述暫行要求の第7部分には、外国のあっせん団体が中国において国際養子縁組の関連業務を行う際に遵守すべき事項が規定されている。

- ①中国での養子縁組あっせん活動において、不当な利益を得たり、国際養子縁組をビジネス運用してはならない（暫行要求7.1）。
- ②中国での養子縁組あっせん活動において、誠実に信用を守るべきであり、虚偽行為を行ってはならない（暫行要求7.2）。
- ③CCCWAと良好な意思疎通と交流のルートを保ち、根拠のないうわさを散布したり、信じてはならない（暫行要求7.3）。
- ④養親志願者のために養子となる児童を選んだり指定してはならない（暫行要求7.4）。
- ⑤各級民政部门及び社会福利機関の国際養子縁組業務を干渉してはならない（暫行要求7.5）。
- ⑥CCCWAと協力する資格を譲渡してはならない。組織間で合併やその他の変化が生じた場

合には、素早くCCCWAに通知しなければならない（暫行要求7.6）。

- ⑦商業メディアにおいて中国の養子となる児童の資料を伝播してはならない（暫行要求7.7）。
- ⑧中国の養子縁組に関する不適切な宣伝をしてはならない（暫行要求7.8）。

（3）あっせん費用

例えば、アメリカの養親志願者があっせん団体を通じて中国から養子を迎え入れる場合、あっせん費用は、20,000～30,000ドルぐらいが相場となっている⁵⁰⁾。その内、中国の関連機関に支払う費用としては、主に以下のものがあげられる。

①CCCWAの申請書類受理費用

基本は1,100ドルで、継子を養子にする場合には800ドルとなっている。その他にも、350ドルの資料翻訳料金がかかる場合がある（2015年1月1日現在⁵¹⁾）。

②社会福利機関に支払う撫育費

国際養子縁組の際に社会福利機関が徴収する「撫育費」（扶養費・寄付金）について、民政部は1997年8月17日に「民政部辦公庁關於加強涉外収養撫育費管理和使用問題的通知」（函〔1997〕214号。以下、「撫育費通知」という）を出している。

まず、撫育費の金額について、「撫育費通知」3条は、「外国の養親志願者が支払う撫育費の金額は、必ず養親志願者と児童を送り出す児童社会福利機関が協議して定めなければならない、それについて他の機関、組織、又は個人は干渉してはならない。社会福利機関は、養親志願者に対して、不合理な撫育費とその他の費用の支払いを強迫、又は形を変えて強迫してはならない」としている。また、「撫育費通知」4条は、撫育費の用途を「児童福利院（社会福利院児童部）の基礎設備の改造、及び医療、リハビリ、教学、娯楽設備の更新；孤児・障がい児童が医療、リハビリ、学習を受けるための費用、及び児童の生活改善；養子縁組に必須の費用（その費用は撫育費の4%を超えてはならない）」に限定しており、「撫育費は他の用途に流用してはならず、福利院の行政経費、職員の給与及び福利等の費用の支出に用いてはならない。特に、小型乗用車、携帯電話等の用品の購入を厳禁する」としている。

具体的な金額について、従来は3,000ドルぐらいといわれていたが、現在は35,000円にあがっている⁵²⁾。

③養子縁組登記費用

つい最近まで、民政部門は養子縁組登記を行う際に、登記申請者に対して登記費用を徴収していた。登記費用の額は、基本的には国家物価局と財政部の定めによるものとなっている。当初は、「国家物価局、財政部關於収養登記收費的通知」（価費字〔1992〕349号）により、国内養子縁組の登記費用が250元、国際養子縁組の登記費用が820元となっていたが、その後、国家計画委員会（現国家発展・改革委員会）と財政部が涉外行政サービス費用を統一化したことにより、国際養子縁組の登記費用も250元となった⁵³⁾。

そして、今年、国家発展・改革委員会と財政部が「關於清理規範一批行政事業性收費有

関政策的通知」(財税〔2017〕20号)を發布し、婚姻登記費用と養子縁組登記費用の徴収停止を求めたことを受けて、民政部辦公庁は「關於做好停征婚姻和收養登記費有關工作的通知」(民辦函〔2017〕92号)を出している。それにより、2017年4月1日から国際養子縁組の登記費用はかからなくなったのである。

④養子縁組公証費用

養子縁組公証の際に徴収される公証費用の額も、物価局・司法庁の通知により定まっている。例えば、広東省広州市公証庁の場合、実父母の双方が送養者である場合には430元、実父母の片方のみが送養者となっている場合には650元、それ以外の者は1,100元となっている⁵⁴⁾。そして、河南省の場合、国際養子縁組公証は一律1,200元となっている⁵⁵⁾。

⑤その他

上記費用以外にも、例えば、候補児童のパスポート申請費用(100～150ドル)や、写真撮影費用などがかかる。

注

- 1) 余先予(編)『国際法律大辞典』(湖南出版社、1995年)408頁。
- 2) 2018年5月1日現在、98ヶ国が締約国となっている。
- 3) Kevin Voigt & Sophie Brown, CNN, “International adoptions in decline as number of orphans grows” 17 September 2013, <http://edition.cnn.com/2013/09/16/world/international-adoption-main-story-decline/> (2018年5月1日最終アクセス)。
- 4) 奥田安弘、鈴木博人ほか『養子縁組あっせんー立法試案の改正と資料』(日本加除出版、2012年)148頁〔奥田安弘〕。
- 5) 「規章」について、中国立法法84条は、「1. 國務院の各部、委員会、中国人民銀行、審計署及び行政管理機能を有する直属機関は、法律と國務院の行政法規、決定、命令に基づき、その部門の権限範囲内において、規章を制定することができる。2. 部門規章が規定する事項は、法律又は國務院の行政法規、決定、命令の執行に属するものでなければならない。法律又は國務院の行政法規、決定、命令の根拠がない場合、部門規章は、公民、法人及びその他組織の権利を制限し又はその義務を加重する規定を設けることができず、且つ、その部門の権力を増強させ又はその部門の法定責務を軽減することができない」と規定している。
- 6) 中国における「規範性文書」の位置づけについては、上拂耕生「「規範性文書」に対する司法審査に関する一考察(1)ー中国の行政訴訟法改正と「規範性文書」の法的統制」アドミニストレーション22巻2号(2016年)7頁以下が詳しい。
- 7) 1998年の養子法改正前の状況については、加藤美穂子「中国養子法(収養法)(その二)ー弱者保護を指向して」白鷗法学6号(1996年)50頁以下、改正後の状況については、「中国養子法〔収養法〕養子と里親を考える会(編)『養子と里親』(日本加除出版、2001年)442頁以下、『中国家族法〔婚姻・養子・相続〕問答解説』(日本加除出版、2008年)323頁以下。その他にも、例えば河山肖水(著)、鈴木賢=宇田川幸則(訳)『中国養子法概説』(敬文堂、1998年)79頁以下、岩井伸見『中国家族法と関係諸制度』(テイハン、2000年)113頁以下にも、改正前の状況について整理されている。
- 8) 小山修、澁谷昌史ほか「国際養子縁組制度に関する国際比較調査研究(2)国際養子縁組の実態と

- 課題－ 国際養子の受入国（アメリカ）と送り国（中国、フィリピン、台湾）の場合」日本子ども家庭総合研究所紀要43号（2006年）77頁以下。
- 9) 朝日新聞大阪社会部『海を渡る赤ちゃん』（朝日新聞社、1995年）165頁以下、高倉正樹『赤ちゃんの値段』（講談社、2006年）108頁以下、湯沢雅彦（編著）『要保護児童養子あっせんの国際比較』（日本加除出版、2007年）33頁以下〔菊池緑〕など参照。
 - 10) 湯沢・前掲注（9）315頁以下、松浦千誉『イタリアの養子制度』（日本加除出版、2009年）365頁以下、床谷文雄、清末愛砂、梅澤彩「国際養子縁組をめぐる世界の動向と日本の課題」戸籍時報674号（2011年）22頁〔梅澤彩〕、23頁〔床谷文雄〕、渡辺惺之「国際養子」法律時報86巻6号（2014年）33頁など参照。それに対して、日本は、国内における養親を探す仕組みと国際養子縁組に対する独自の規制が整う前には、ハーグ養子条約を批准すべきでないとする見解も見られる（吉田沙耶「国際的養子斡旋をめぐるハーグ条約及び日本法上の規制」東京大学法科大学院ローレビュー8号（2013年）124頁）。
 - 11) 奥田・鈴木試案については高倉・前掲注（9）248頁以下、勉強会試案については奥田=鈴木・前掲注（4）61頁以下参照。
 - 12) 奥田=鈴木・前掲注（4）120-121頁参照。
 - 13) 法律3条2項は、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない」としている。
 - 14) 1950年婚姻法13条1項、2項には、「1. 親は子に対して扶養、教育の義務を負う。子は親に対して扶養、扶助の義務を負う。双方は互いに虐待又は遺棄を行ってはならない。2. 養親と養子との互いの関係は、前項の規定を適用する」と規定されており、80年婚姻法20条には、「1. 国は合法の養子縁組関係を保護する。養親と養子との権利・義務は、本法における親子関係の関連規定を適用する。2. 養子と実親との権利・義務は、養子縁組関係の成立により消滅する」と規定されている。また、相続法10条は、当該法が実親子関係と同じく養親子関係にも適用されるとしている。
 - 15) 主なものとして、「前政務院《關於外籍僑民收養中国小孩問題的處理辦法》的指示」（1954年2月3日）、「最高人民法院關於解除養父子關係問題的復函」（1956年3月30日）、「最高人民法院司法行政庁關於收養子女公証問題的函」（1965年4月2日）、「最高人民法院關於辦理過繼和收養關係公証的通知」（1979年6月5日）、「最高人民法院關於貫徹執行民事政策法律若干問題的意見」（1984年8月30日）などがあげられる。
 - 16) 雷明光（編）『中華人民共和國收養法評注』（厦門大学出版社、2016年）170頁〔李霞〕。
 - 17) 中国児童福利と収養センター「涉外収養：讓孤殘兒童回帰家庭」中国社会報2016年6月16日付2面。
 - 18) 1980年3月、司法部は「關於公証处的設置和管理体制問題的通知」を頒布し、1950年代末から休止状態であった公正制度の復活を宣言した。そして、1982年4月、國務院は中国最初の公証法規にあたる「公証暫行条例」を頒布したのである。
 - 19) 李・前掲注（16）171頁。
 - 20) 「司法部公証司關於戴偉德夫婦申弁収養公証的函」（司法部1992年4月4日）。
 - 21) ここでいう「孤兒の監護人」とは、実親以外で、児童に対して監護責任を負う者を指す。中国の民法通則16条は、未成年者の監護人について次のように規定している。「1. 未成年者の父母は未成年者の監護人である。2. 未成年者の父母が死亡したか又は監護能力のない者である場合には、下にあげる者の中で監護能力のある者が監護人を務める。（1）祖父母、外祖父母；（2）兄、姉；（3）密接な関係を有するその他の親族、友人の中で、監護責任を担う意思を有し、且つ、未成年者の父、母の

- 職場又は未成年者居住地の居民委員会・村民委員会の同意を得た者。……。4. 第一項、第二項に規定する監護人がいない場合には、未成年者の父、母の職場又は未成年者居住地の居民委員会・村民委員会若しくは民政機関が監護人を務める。」
- 22) ここでいう「扶養義務者」とは、扶養能力を有する祖父母・外祖父母、兄・姉を指す（80年婚姻法21条、22条、現行婚姻法28条、29条）。もし、扶養義務者が当該子を養子に送り出すことに同意せず、監護人も当該子を引き続き監護することを望まない場合には、監護人を変更しなければならない（旧養子法13条）。
- 23) ここでいう「養子縁組組織」として成立したのが中国収養センター（1996年4月26日成立）であるが、当初は、中国収養センター準備組という名称で機能していた（岩井・前掲注（7）114頁）。なお、後述のように、中国収養センターは2011年にCCCWA（中国児童福利と収養センター）に改名されている。
- 24) 申請書類としては、①養子縁組申請書、②出生証明書、③婚姻状況証明書、④職業、経済収入及び財産状況の証明書、⑤健康診断書、⑥刑事罰を科されたことがあるか否かに関する証明、⑦候補児童の経常居住地の主管機関がその養子縁組を許可したことの証明、⑧家庭状況報告がある（実施辦法4条2項）。
- 25) 候補児童の実親の同意書、実親の一方が死亡したか行方不明となった場合にはその証明書、監護権の証明書、候補児童が孤児か遺棄児童である場合にはその証明書など（実施辦法6条）。
- 26) 申請時に養親志願者が提出しなければならない書類としては、①中国養子縁組組織が交付した「中国訪問許可通知」、②養親志願者の身分証明書と写真、③養子縁組契約書がある（実施辦法9条1号）。
- 27) 申請時に送養者が提出しなければならない書類としては、①送養者の身分証明書、戸籍簿、候補児童の写真、②中国養子縁組組織が交付した送養者が子に送り出すことを許可する旨の資料がある（実施辦法9条2号）。
- 28) 公証を申請する際に養親志願者が提出しなければならない書類としては、①養子縁組登記証書、②前掲注（26）の申請書類がある。
- 29) 公証を申請する際に送養者が提出しなければならない書類としては、①養子縁組登記証書、②前掲注（27）の申請書類がある。
- 30) <http://cccwa.mca.gov.cn/article/jgzn/znjs/>（2018年5月1日最終アクセス）。
- 31) 蔡誠「関于《中華人民共和国収養法（草案）》的説明」最高人民法院民事審判庭（編）『婚姻与収養法規選編』（人民法院出版社、1994年）98頁。
- 32) 旧養子法時代の実施辦法では、「常居所地」という概念が使われていたが、外国人登記弁法は「所在国」という概念を採用している。しかし、「所在国」という概念の曖昧さから、これは法の改悪であるとの批判も見られる（蔣新苗「中国涉外収養法律適用問題探析」環球法律評論2005年第6期741頁）。
- 33) この点についても、従来から批判が多かった（蔣新苗『国際収養法律制度研究』（法律出版社、1999年）356頁など）。
- 34) 黄進、姜茹嬌（編）『《中華人民共和国涉外民事関係法律適用法》积義与分析』（法律出版社、2011年）152頁。
- 35) 祝麗娜「跨国収養中法律選沢的方法論」新西部2011年第30期103頁など。
- 36) このような文言の使用については概念の混同であると批判も見られる（陳衛佐『比較国際私法』

- （法律出版社、2012年）340頁）。
- 37) 齊湘泉『《涉外民事關係法律適用法》原理与精要』（法律出版社、2011年）233-234頁。
- 38) 杜涛『涉外民事關係法律適用法积評』（中国法制出版社、2011年）219頁。
- 39) 齊・前掲注（37）234頁。
- 40) 黄勳霆『中国国際私法の比較法的研究』（帝塚山大学出版会、2015年）108頁。
- 41) 杜・前掲注（38）220頁。
- 42) 黄・前掲注（40）109頁。
- 43) 杜・前掲注（38）220頁。
- 44)（養子縁組仲介を含む）仲介の費用に関する規定としては、旧国家發展計画委員会などが発布した「中介服务收費管理辦法」（1999年12月22日）がある。
- 45) 最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、民政部、司法部、全国婦女連合会が共同で発布した「關於打擊拐売婦女兒童犯罪有關問題的通知」（2000年3月20日発布）の中では、兒童の「誘拐売買」と養子縁組仲介行為は正確に区別すべきであると強調されているが、ここからも、個人・民間団体による養子縁組仲介行為を容認するようなスタンスがうかがえる。
- 46) 孫文燦「収養中介行為的規範」社会福利2007年8月号49頁参照。
- 47) そのうち、主要なものとしては、次の規定があげられる。①「与中国収養中心合作的 foreign 収養組織應具備的基本条件」（2003年2月1日）、②「中国収養中心対 foreign 収養組織在華開展跨国収養的暫行規定和要求」（2003年2月1日）、③「中国収養中心対 foreign 収養申請文件采取“優先弁理”的做法」（2006年12月8日）、④「外国収養組織在華聯系人備案程序」（2006年11月3日）、⑤「關於強化保障措置、切實維護被収養兒童權益的意見」（2011年3月18日）。
- 48) 「91名中国被收養兒童寻根回访」人民日報2016年6月16日付15面。
- 49) そのサービスの中には、①規範に則っている業務プロセスと中国での養子縁組プログラムを有し、中国の養子縁組に関する政策規定を正確且つスムーズに養親志願者に伝えること、②養親志願者に縁組前訓練、養子縁組準備の指導及び相談対応などのサービスを提供すること、③養親志願者の家庭状況について調査を行い、家庭状況報告を作成すること（もし所在国の法律規定により、養子縁組組織が養親志願者家庭を調査したり家庭状況報告を作成する責務を有しない場合には、家庭状況報告の作成について養親志願者を指導しなければならない）、④中国兒童を養子にした家庭に対して縁組後のサービスを提供すること。また、CCCWAに対して縁組後の養子の状況を期日通りに且つ正確に報告すること、⑤養親が引き続き養子を養育することができなくなった場合、当該兒童の適切な処遇が決定されるまで、積極的な措置を講じることで養子の利益を保護すること、などが含まれる（基本条件6条）。
- 50) 例えば、アメリカコロラド州に本部をおく（中国兒童あっせん数が最も多いとされる）Chinese Children Adoption International（以下「CCAI」という）では、養親志願者の所在地によって異なるが、トータルコストが（大人に2名分の渡航費込みで）22,300～28,000ドルとなっている（<http://www.ccaifamily.org/AdoptExpenses/WCP-AdoptionExpense>（2018年5月1日最終アクセス））。また、アメリカオレゴン州に本部をおく Holt International Children's Services（以下、「Holt」という）では、（渡航費込みで）30,000～34,000ドルとされている（<http://www.holtinternational.org/china/fee.php>（2018年5月1日最終アクセス））。さらに、アメリカワシントン州に本部をおく All God's Children International（以下、「AGCI」という）では、22,305ドル（但し、渡航費は含まれない）となっている（<http://allgodschildren.org/international-adoption/choose-a-country/adopt-china/>（2018

年5月1日最終アクセス)。

- 51) <https://travel.state.gov/content/travel/en/Intercountry-Adoption/Intercountry-Adoption-Country-Information/China.html> (2018年5月1日最終アクセス)。
- 52) 例えば浙江省民政庁は管轄部門に対して、2009年1月1日より国際養子縁組の寄付金を3,000ドルから35,000元に増額すると通知を出している（「浙江省民政庁關於進一步規範收養登記工作的通知」(浙民事 [2009年] 69号))。また、アメリカ国務省のホームページにも、35,000元と案内されている (<https://travel.state.gov/content/travel/en/Intercountry-Adoption/Intercountry-Adoption-Country-Information/China.html> (2018年5月1日最終アクセス))。
- 53) 「国家計委、財政部關於統一涉及境内外双重收費標準的的通知」(計價格 [2001] 523号)。しかし、国際養子縁組登記件数が一番多い広東省の場合、国際養子縁組登記の関連費用はつい最近まで1,800元となっていた（「広東省物価局關於申請調整省收養登記中心涉外收養登記服務費標準的函」(粵民函 [2012] 326号))。
- 54) <http://www.gz-notary.com/newsdetail.aspx?code=0308&id=2467> (2018年5月1日最終アクセス)。
- 55) 「河南省物価局、河南省司法庁關於調整公証服務收費標準的的通知」(豫価費 [1998] 366号)。

キーワード：養子縁組 国際養子 養子縁組あっせん 養子法 中国法

(Li Xian)